

## 名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程

(平成 17 年 2 月 9 日)  
(名古屋市職員共済組合規程第 3 号)

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日規程第 3 号

### (目的)

**第 1 条** この規程は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ組合員等へのサービスの一層の充実を図るとともに、組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

### (業務処理体制)

**第 2 条** レセプトの開示に係る業務責任者は、理事長とする。

2 理事長は、事務局長に前項の事務について委任することができる。

### (開示対象レセプトの範囲)

**第 3 条** 開示の対象は、組合が保管する 5 年分のレセプトとする。

### (開示請求又は開示依頼を行うことができる者の範囲)

**第 4 条** レセプトの開示請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 組合員又は被扶養者本人（組合員であった者及び被扶養者であった者を含む。以下「組合員」という。）
- (2) 組合員が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 組合員本人が開示請求をすることにつき委任をした任意代理人

2 レセプトの開示依頼（以下「開示依頼」という。）を行うことができる者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 組合員が死亡している場合に係る当該組合員の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）

- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
  - (3) 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任をした任意代理人
- (業務処理方法)

**第5条** 業務処理方法は、理事長が別に定める診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領により適正に処理しなければならない。

**附 則**

この規程は、公告の日から施行する。

**附 則** (令和5年3月31日)  
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、公告の日から施行する。